

議案第 4 号

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 4 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、育児休業中の会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能となるため、基山町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要がある。

令和 6 年 3 月 14 日原案可決